

平成 23 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

和泊町は全ての比率において早期健全化

(経営健全化) 基準をクリアしています

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により,健全化判断比率及び資金不足比率について次のとおり公表します。

○健全化判断比率

(単位:%)

| 項目 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 和泊町 | — | — | 15.2 | 126.7 |
| 早期健全化基準 | 15.00 | 20.00 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.00 | 40.00 | 35.0 | |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、「—」を記載した。

○資金不足比率

(単位:%)

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------------|--------|---------|
| 水道事業会計 | — | 20% |
| 下水道事業特別会計 | — | |
| 農業集落排水事業特別会計 | — | |

※資金不足比率がないため「—」を記載した。